

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

改定後	相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン
<p>1 .(省略)</p>	<p>1 . ガイドラインの性格</p> <p>相殺関税及び不当廉売関税に関する制度の運用については、関税及び貿易に関する一般協定、補助金・相殺措置協定、ダンピング防止協定及び国内関係法令に定められているところによるが、このガイドラインは、これらを補完し、制度の円滑な運営に資するために制定するものである。なお、各協定の適用に当たっては、国際的に確立された各協定の解釈を考慮する。</p>
<p>2 .(省略)</p>	<p>2 . 定義</p> <p>このガイドラインにおいて、「法」、「不当廉売関税政令」又は「相殺関税政令」とは、それぞれ「関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）」、「不当廉売関税に関する政令（平成 6 年政令第 416 号）」又は「相殺関税に関する政令（平成 6 年政令第 415 号）」をいう。</p>
<p><u>3 . 中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（不当廉売関税政令第 2 条第 3 項、第 10 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項）</u></p> <p><u>(1)不当廉売関税政令第 2 条第 3 項の規定において中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。）を原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者が明確に示すこととされている「中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」には、以下の事実が含まれるものとする。</u></p> <p>二 <u>価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（中華人民共和国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。四において同じ。）の重大な介入がない事実</u></p> <p>二 <u>主要な投入財(原材料等)の費用が市場価格を反映している事実</u></p>	

改定後	相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン
<p data-bbox="197 220 1039 252">三 <u>労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実</u></p> <p data-bbox="197 268 981 300">四 <u>生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実</u></p> <p data-bbox="197 316 1102 443">五 <u>その他「中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」について財務大臣が適当と認めるものであって、調査開始時に生産者に通知するもの</u></p> <p data-bbox="168 507 1102 683">(2) <u>中華人民共和国が世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書第 15 節(d)の規定により、不当廉売関税政令第 2 条第 3 項及び第 10 条の 2 の規定は、平成 28 年 12 月 10 日までの間に限り適用できるものであることに留意する。</u></p>	

改定後	相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン
<p>4. 価格の比較に及ぼす条件の差異（不当廉売関税政令第2条第4項）</p> <p>不当廉売関税政令第2条第4項に規定する「その他価格の比較に影響を及ぼす条件の差異」とは、例えば、供給国における市場価格に影響を与えるような貨物の品質上の差異及び支払条件、品質保証、アフターサービス等の販売条件の差異並びに課税上の差異をいう。</p>	<p>3. 価格の比較に及ぼす条件の差異（不当廉売関税政令第2条第3項）</p> <p>不当廉売関税政令第2条第3項に規定する「その他価格の比較に影響を及ぼす条件の差異」とは、例えば、供給国における市場価格に影響を与えるような貨物の品質上の差異及び支払条件、品質保証、アフターサービス等の販売条件の差異並びに課税上の差異をいう。</p>
<p>5. (省略)</p>	<p>4. 本邦の産業</p> <p>(1) 相当の割合（相殺関税政令第2条第1項、不当廉売関税政令第4条第1項）</p> <p>相殺関税政令第2条第1項又は不当廉売関税政令第4条第1項に規定する「相当の割合」は、50%とする。</p> <p>(2) 本邦の生産者から除外される生産者（相殺関税政令第2条第1項、第2項、不当廉売関税政令第4条第1項、第2項）</p> <p>相殺関税政令第2条第2項の規定により同条第1項の本邦の生産者には含まないものとされ、又は不当廉売関税政令第4条第2項の規定により同条第1項の本邦の生産者には含まないものとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産高は、当該貨物の本邦における総生産高の計算に当たっては、これを含める。</p>
<p>6. 申請等</p> <p>(1) 証拠の提出先等（相殺関税政令第2条第2項ただし書、第4条第1項から第7項まで、第9項後段、第7条第1項、第2項、第8条第2項、第9条第1項、第2項、第10条第1項、第2項、第11条第1項、不当廉売関税政令第4条第2項ただし書、第7条第1項から第7項まで、第9項後段、第10条第1項、第2項、第10条の2第1項、第2項、第11条第2項、第12条第1項、第3項、第13条第1項、第2項、第14条第1項、第17条第2項）</p>	<p>5. 申請等</p> <p>(1) 証拠の提出先等（相殺関税政令第2条第2項ただし書、第4条第1項から第7項まで、第9項後段、第7条第1項、第2項、第8条第2項、第9条第1項、第2項、第10条第1項、第2項、第11条第1項、不当廉売関税政令第4条第2項ただし書、第7条第1項から第7項まで、第9項後段、第10条第1項、第2項、第11条第2項、第12条第1項、第3項、第13条第1項、第2項、第14条第1項、第17条第2項）</p>

改定後	相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン
<p>相殺関税政令第 2 条第 2 項ただし書に規定する証拠、相殺関税政令第 4 条第 1 項から第 7 項まで及び第 9 項後段に規定する書面若しくは証拠、相殺関税政令第 7 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する証拠、証言若しくは書面、相殺関税政令第 8 条第 2 項に規定する書面、相殺関税政令第 9 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する意見の表明、相殺関税政令第 10 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する情報若しくは相殺関税政令第 11 条第 1 項に規定する書面又は不当廉売関税政令第 4 条第 2 項ただし書に規定する証拠、不当廉売関税政令第 7 条第 1 項から第 7 項まで及び第 9 項後段に規定する書面若しくは証拠、不当廉売関税政令第 10 条第 1 項、第 2 項、<u>第 10 条の 2 第 1 項又は第 2 項</u>に規定する証拠、証言若しくは書面、不当廉売関税政令第 11 条第 2 項に規定する書面、不当廉売関税政令第 12 条第 1 項若しくは第 3 項に規定する書面、不当廉売関税政令第 13 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する情報又は不当廉売関税政令第 14 条第 1 項に規定する書面若しくは不当廉売関税政令第 17 条第 2 項に規定する書面の提出先又は申出先は、財務省関税局関税課とする。提出部数は、最低 10 部とする。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>相殺関税政令第 2 条第 2 項ただし書に規定する証拠、相殺関税政令第 4 条第 1 項から第 7 項まで及び第 9 項後段に規定する書面若しくは証拠、相殺関税政令第 7 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する証拠、証言若しくは書面、相殺関税政令第 8 条第 2 項に規定する書面、相殺関税政令第 9 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する意見の表明、相殺関税政令第 10 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する情報若しくは相殺関税政令第 11 条第 1 項に規定する書面又は不当廉売関税政令第 4 条第 2 項ただし書に規定する証拠、不当廉売関税政令第 7 条第 1 項から第 7 項まで及び第 9 項後段に規定する書面若しくは証拠、不当廉売関税政令第 10 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する証拠、証言若しくは書面、不当廉売関税政令第 11 条第 2 項に規定する書面、不当廉売関税政令第 12 条第 1 項若しくは第 3 項に規定する書面、不当廉売関税政令第 13 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する情報又は不当廉売関税政令第 14 条第 1 項に規定する書面若しくは不当廉売関税政令第 17 条第 2 項に規定する書面の提出先又は申出先は、財務省関税局関税課とする。提出部数は、最低 10 部とする。</p> <p>(2) 支持の状況 (相殺関税政令第 4 条第 1 項第 7 号、第 3 項第 7 号、第 4 項第 7 号、不当廉売関税政令第 7 条第 1 項第 7 号、第 3 項第 7 号、第 4 項第 7 号)</p> <p>相殺関税政令第 4 条第 1 項第 7 号、第 3 項第 7 号若しくは第 4 項第 7 号又は不当廉売関税政令第 7 条第 1 項第 7 号、第 3 項第 7 号若しくは第 4 項第 7 号に規定する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況により、法第 7 条第 5 項、第 18 項若しくは第 23 項又は法第 8 条第 4 項、第 21 項若しくは第 26 項の規定による求めを支持している関係生産者等 (当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者の団体の場合にあつてはその直接又は間接の構成員をいう。以下同じ。) の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における</p>

改定後	相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン
<p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>生産高の合計が当該貨物の本邦における総生産高から当該求めに反対しないことを明らかにしている関係生産者等（当該求めを支持している関係生産者を含む。）の当該貨物の本邦における生産高の合計を控除した生産高を超えること又は当該求めを支持している関係労働組合の構成員のうち当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数から当該求めに反対しないことを明らかにしている関係労働組合（当該求めを支持している関係労働組合を含む。）の構成員の人数を控除した人数を超えることが示されない限り、法第7条第6項、第19項若しくは第24項又は法第8条第5項、第22項若しくは第27項に規定する「必要があると認めるとき」には該当しないものとする。</p> <p>(3)本邦の生産者から除外される生産者等（相殺関税政令第3条第1項、第2項、不当廉売関税政令第5条第1項、第2項）</p> <p>相殺関税政令第3条第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる本邦の生産者若しくは同項第2号に掲げる構成員には含まないものとされ、又は不当廉売関税政令第5条第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる本邦の生産者若しくは同項第2号に掲げる構成員には含まないものとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産高若しくは構成員の人数は、当該貨物の本邦における総生産高若しくは当該貨物の本邦における生産に従事する者の総数の計算に当たっては、これを含める。</p> <p>(4)申請書の記載事項・記載要領（相殺関税政令第4条第1項から第5項まで、第15条、不当廉売関税政令第7条第1項から第5項まで、第19条）別添記載事項・記載要領例参照。</p>
<p>7. 調査の開始等</p> <p>(1)調査開始決定までの期間（法第7条第6項、第14項、第19項、第24項、第28項、法第8条第5項、第13項、第22項、第27項、第31項）</p>	<p>6. 調査の開始等</p> <p>(1)調査開始決定までの期間（法第7条第6項、第14項、第19項、第24項、第28項、法第8条第5項、第13項、第22項、第27項、第31項）</p>

改定後	相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン
<p>法第7条第6項、第14項、第19項（同条第28項において準用する場合を含む。）若しくは第24項の調査又は法第8条第5項、第13項、第22項（同条第31項において準用する場合を含む。）若しくは第27項の調査（下記9.を除き以下単に「調査」という。）を開始するか否かの決定は、相殺関税政令第4条第1項から第5項までの規定又は不当廉売関税政令第7条第1項から第5項までの規定による書面の受理の日から2月程度を目途に行う。</p> <p>(2)関税・外国為替等審議会（相殺関税政令第5条第1項、第13条第2項、第3項、不当廉売関税政令第8条第1項、第16条第2項、第3項）</p> <p>財務大臣は、調査を開始することが決定されたときは、関税・外国為替等審議会特殊関税部会の委員に通知するとともに、適当な時期に調査開始に至った事情を同部会に説明する。</p> <p>財務大臣は、相殺関税政令第13条第2項若しくは第3項又は不当廉売関税政令第16条第2項若しくは第3項の規定により通知及び告示をする場合は、その内容を関税・外国為替等審議会特殊関税部会に報告する。</p> <p>(3)調査担当者団（相殺関税政令第14条、不当廉売関税政令第18条）</p> <p>財務大臣は、調査を開始することが決定されたときは、法第7条第1項又は法第8条第1項に規定する本邦の産業を所管する大臣及び経済産業大臣と協議のうえ、財務省、当該本邦の産業を所管する省及び経済産業省の関係職員若干名からなる調査担当者団を設ける。</p>	<p>法第7条第6項、第14項、第19項（同条第28項において準用する場合を含む。）若しくは第24項の調査又は法第8条第5項、第13項、第22項（同条第31項において準用する場合を含む。）若しくは第27項の調査（下記8.を除き以下単に「調査」という。）を開始するか否かの決定は、相殺関税政令第4条第1項から第5項までの規定又は不当廉売関税政令第7条第1項から第5項までの規定による書面の受理の日から2月程度を目途に行う。</p> <p>(2)関税・外国為替等審議会（相殺関税政令第5条第1項、第13条第2項、第3項、不当廉売関税政令第8条第1項、第16条第2項、第3項）</p> <p>財務大臣は、調査を開始することが決定されたときは、関税・外国為替等審議会特殊関税部会の委員に通知するとともに、適当な時期に調査開始に至った事情を同部会に説明する。</p> <p>財務大臣は、相殺関税政令第13条第2項若しくは第3項又は不当廉売関税政令第16条第2項若しくは第3項の規定により通知及び告示をする場合は、その内容を関税・外国為替等審議会特殊関税部会に報告する。</p> <p>(3)調査担当者団（相殺関税政令第14条、不当廉売関税政令第18条）</p> <p>財務大臣は、調査を開始することが決定されたときは、法第7条第1項又は法第8条第1項に規定する本邦の産業を所管する大臣及び経済産業大臣と協議のうえ、財務省、当該本邦の産業を所管する省及び経済産業省の関係職員若干名からなる調査担当者団を設ける。</p>
<p>8. 質問状の送付（（相殺関税政令第7条第1項、第2項、第9条第2項、第10条第1項、第2項、不当廉売関税政令第10条第1項、第2項、第10条の2第1項、第2項、第13条第1項、第2項）</p> <p>財務大臣は、相殺関税政令第7条第2項又は不当廉売関税政令第10条第2項若しくは第10条の2第2項の規定による証拠の提出、相殺関税政令第</p>	<p>7. 質問状の送付（（相殺関税政令第7条第1項、第2項、第9条第2項、第10条第1項、第2項、不当廉売関税政令第10条第1項、第2項、第13条第1項、第2項）</p> <p>財務大臣は、相殺関税政令第7条第2項又は不当廉売関税政令第10条第2項の規定による証拠の提出、相殺関税政令第9条第2項の規定による意</p>

改定後	相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン
<p>9 条第 2 項の規定による意見の表明又は相殺関税政令第 10 条第 2 項又は不当廉売関税政令第 13 条第 2 項の規定による情報の提供を求めるときは、速やかに、利害関係者（相殺関税政令第 7 条第 1 項又は不当廉売関税政令第 10 条第 1 項に規定する利害関係者をいう。）又は産業上の使用者若しくは当該調査に係る貨物の主要な消費者の団体（相殺関税政令第 10 条第 1 項又は不当廉売関税政令第 13 条第 1 項に規定する産業上の使用者若しくは当該調査に係る貨物の主要な消費者の団体をいう。）に質問状を送付し、当該質問状の回答期限を調査事案ごとに質問状に明示する。</p>	<p>見の表明又は相殺関税政令第 10 条第 2 項又は不当廉売関税政令第 13 条第 2 項の規定による情報の提供を求めるときは、速やかに、利害関係者（相殺関税政令第 7 条第 1 項又は不当廉売関税政令第 10 条第 1 項に規定する利害関係者をいう。）又は産業上の使用者若しくは当該調査に係る貨物の主要な消費者の団体（相殺関税政令第 10 条第 1 項又は不当廉売関税政令第 13 条第 1 項に規定する産業上の使用者若しくは当該調査に係る貨物の主要な消費者の団体をいう。）に質問状を送付し、当該質問状の回答期限を調査事案ごとに質問状に明示する。</p>
<p>9 . (省略)</p>	<p>8 . 約束の受諾の要件（法第 7 条第 9 項前段、第 15 項前段、第 21 項、第 25 項、第 28 項、法第 8 条第 8 項前段、第 14 項前段、第 24 項、第 28 項、第 31 項）</p> <p>約束（法第 7 条第 9 項前段（同条第 15 項前段、第 21 項及び第 25 項において準用し、並びに同条第 21 項の規定を同条第 28 項において準用する場合を含む。）又は法第 8 条第 8 項前段（同条第 14 項前段、第 24 項及び第 28 項において準用し、並びに同条第 24 項の規定を同条第 31 項において準用する場合を含む。）に規定する約束をいう。以下同じ。）は、次の各号に定める事項のいずれもが規定されているものが申出された場合に限り受諾される。</p> <p>一 当該約束の有効期間は、当該約束の受諾の日から 5 年以内の当該約束で定める日を経過する日に満了する。ただし、相殺関税政令第 11 条第 3 項又は不当廉売関税政令第 14 条第 3 項の規定により当該約束が消滅した日又は当該約束が撤回された日、当該約束の違反があった日、法第 7 条第 28 項の規定において準用する同条第 19 項若しくは法第 8 条第 31 項の規定において準用する同条第 22 項の調査により法第 7 条第 17 項各号に掲げる事</p>

改定後	相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン
	<p>情の変更若しくは法第 8 条第 20 項各号に掲げる事情の変更があると認められた場合(法第 7 条第 28 項の規定において準用する同条第 21 項若しくは法第 8 条第 31 項の規定において準用する同条第 24 項の規定により新たに約束が受諾される場合を除く。)におけるこれらの調査が完了する日、その他の当該約束が効力を失った日のいずれか早い日が、当該約束の受諾の日から 5 年以内の当該約束で定める日を経過する日より前である場合、本約束は、当該いずれか早い日に効力を失う旨の規定</p> <p>二 当該約束の履行に関連する情報の提供、関連資料の確認及びこれらの手続に関する規定</p> <p>三 当該約束の申出をした供給国の当局又は輸出者が当該約束の履行に関連する情報の提供又は関連資料の確認を拒否した場合には、当該約束の違反があったものとみなされる旨の規定</p>
10. (省略)	<p>9. 暫定措置がとられる貨物の輸出者(不当廉売関税政令第 17 条第 1 項第 2 号)</p> <p>不当廉売関税政令第 17 条第 1 項第 2 号に規定する「相当の割合」は、概ね 50%とする。</p>